



宮 崎 県 公 報

平成27年12月17日 (木曜日) 第 2752 号

発 行 宮 崎 県
印 刷 宮 崎 市 旭 1 丁 目 6 番 25 号
K・Pクリエイションズ株式会社

発 行 定 日 毎 週 月 ・ 木 曜 日
購 読 料 (送 料 共) 1 年 37,200 円

目 次

規 則

○宮崎県電子署名に係る地方公共団体の認証業務 に関する法律施行条例施行規則を廃止する規則 (情報政策課)	1
○公有財産取扱規則の一部を改正する規則…………… (総務課)	1
○議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償 等に関する条例施行規則の一部を改正する規則………… (人事課)	4
○宮崎県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部 を改正する規則…………… (市町村課)	8
○県立産業技術専門校規則の一部を改正する規則 (労働政策課)	9

告 示

○公営企業の業務の状況の公表…………… (財政課)	9
○指定自立支援医療機関 (精神通院医療) の所在 地の変更…………… (障がい福祉課)	9
○保安林の指定予定の通知 (8 件) …………… (自然環境課)	9
○道路の区域の変更 (2 件) …………… (道路保全課)	11
○道路の供用の開始…………… (“)	12
○建築基準法に基づく道路の位置の指定…………… (建築住宅課)	12
○宮崎県証紙売りさばき人の指定の取消し…………… (会計課)	12

公 告

○落札者等の公告……………	13
---------------	----

規 則

宮崎県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例施行規則を廃止する規則をここに公布する。

平成27年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第53号

宮崎県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例施行規則を廃止する規則

宮崎県電子署名に係る地方公共団体の認証業務に関する法律施行条例施行規則 (平成16年宮崎県規則第2号) は、廃止する。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

公有財産取扱規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第54号

公有財産取扱規則の一部を改正する規則

公有財産取扱規則 (昭和39年宮崎県規則第20号) の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(用語の定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) 行政財産 法第 238条第3項に規定する行政財産をいう。 (3) 普通財産 法第 238条第3項に規定する普通財産をいう。 (4)~(11) [略] (事務委任) 第4条 公有財産の管理を分掌する出先機関 (宮崎県財務規則 (昭和39年宮崎県規則第2号) 第2条第1号に規定するかいでない出先機関を除く。) の長に公有財産に関する事務で次に掲げるものを委任する。 (1) [略]	(用語の定義) 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。 (1) [略] (2) 行政財産 法第 238条第4項に規定する行政財産をいう。 (3) 普通財産 法第 238条第4項に規定する普通財産をいう。 (4)~(11) [略] (事務委任) 第4条 公有財産の管理を分掌する出先機関 (宮崎県財務規則 (昭和39年宮崎県規則第2号) 第2条第1号に規定するかいでない出先機関を除く。) の長に公有財産に関する事務で次に掲げるものを委任する。 (1) [略]

- (2) 行政財産の目的外使用の許可に関する事務で次に掲げるもの
- ア 使用期間が1月以内の目的外使用の許可に関する事務
 - イ 電柱類、広告板類、標識柱類、配管類、公衆電話類、自動販売機類及びこれらの附属設備の設置に係る目的外使用の許可に関する事務
 - ウ 山林基本財産特別会計の管理に属する県有林のうち行政財産である土地に係る目的外使用の許可に関する事務
 - エ ア、イ及びウに掲げるもののほか、目的外使用の許可の更新（同一の許可内容及び条件で引き続き使用させる場合に限る。）に関する事務
 - オ ア、イ、ウ及びエの目的外使用の許可に係る使用料の徴収に関する事務

(3)・(4) [略]

2 第6条の2、第11条の2、第14条第3項、第22条、第24条第3項、第24条の4及び第31条の2の規定は、前項の規定により公有財産に関する事務の委任を受けた出先機関の長について準用する。この場合において、これらの規定中「部局の長」とあるのは「第4条第1項の規定により公有財産に関する事務の委任を受けた出先機関の長」と、「総務部長」とあるのは「部局の長」とそれぞれ読み替えるものとする。

(合議)

第5条 部局の長は、次に掲げる場合においては、あらかじめ総務部長（課の長の専決する場合にあっては、総務課長）に合議しなければならない。

(1)～(7) [略]

(8) 公有財産の貸付け（使用期間が1月以内の貸付け、及び電柱類、広告板類、標識柱類、配管類、公衆電話類、自動販売機類及びこれらの附属設備の設置に係る貸付けを除く。第10号において同じ。）をし、若しくはこれに私権を設定し又は普通財産を売り払い、譲与し、若しくは出資の目的としようとするとき。

(9) 行政財産の目的外使用許可（使用期間が1月以内の目的外使用許可並びに電柱類、広告板類、標識柱類、配管類、公衆電話類、自動販売機類及びこれらの附属設備の設置に係る目的外使用許可を除く。次号において同じ。）をしようとするとき。

(10) [略]

(代金の支払)

第9条 取得した公有財産の代金は、登記又は登録を有する公有財産については、登記又は登録を完了した後に、その他の公有財産については、引き渡しを受けた後に支払わなければならない。ただし、知事において特に必要と認めるときは、この限りでない。

(行政財産の目的外使用許可)

第24条 部局の長は、行政財産の目的外使用の許可を受けようとする者については、個人又は国、地方公共団体その他公共団体においては行政財産使用許可申請書（別記様式第13号）を、それ以外の法人等にあっては行政財産使用許可申請書及び役員等一覧を提出させ、決裁を受けるに当たって次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、総務部長が特に必要がないと認める場合においては、この限りでない。

- (2) 行政財産の目的外使用許可に関する事務で次に掲げるもの
- ア 使用期間が1月以内の目的外使用許可に関する事務
 - イ 電柱類、広告板類、標識柱類、配管類、公衆電話類、自動販売機類及びこれらの附属設備の設置に係る目的外使用許可に関する事務
 - ウ 山林基本財産特別会計の管理に属する県有林のうち行政財産である土地に係る目的外使用許可に関する事務
 - エ ア、イ及びウに掲げるもののほか、目的外使用許可の更新（同一の許可内容及び条件で引き続き使用させる場合に限る。）に関する事務
 - オ ア、イ、ウ及びエの目的外使用許可に係る使用料の徴収に関する事務

(3)・(4) [略]

2 前項の規定にかかわらず、部局の長において特に必要と認めるときは、部局の長は自らその事務を行うことができる。

3 第6条の2、第11条の2、第14条、第22条、第24条、第24条の4及び第31条の2の規定は、第1項の規定により公有財産に関する事務の委任を受けた出先機関の長について準用する。この場合において、これらの規定中「部局の長」とあるのは「出先機関の長」と、「総務部長」とあるのは「部局の長」とそれぞれ読み替えるものとする。

(合議)

第5条 部局の長は、次に掲げる場合においては、あらかじめ総務部長（課の長の専決する場合にあっては、総務課長）に合議しなければならない。

(1)～(7) [略]

(8) 公有財産の貸付け（使用期間が1月以内の貸付け並びに電柱類、広告板類、標識柱類、配管類、公衆電話類、自動販売機類及びこれらの附属設備の設置に係る貸付けを除く。第10号において同じ。）をし、若しくはこれに私権を設定し、又は普通財産を売り払い、譲与し、若しくは出資の目的としようとするとき。

(9) 行政財産の目的外使用許可（使用期間が1月以内の目的外使用許可並びに電柱類、広告板類、標識柱類、配管類、公衆電話類、自動販売機類及びこれらの附属設備の設置に係る目的外使用許可並びに別に定める県営住宅の目的外使用許可を除く。次号において同じ。）をしようとするとき。

(10) [略]

(代金の支払)

第9条 取得した公有財産の代金は、登記又は登録を有する公有財産については、登記又は登録を完了した後に、その他の公有財産については、引渡しを受けた後に支払わなければならない。ただし、部局の長において特に必要と認めるときは、この限りでない。

(行政財産の目的外使用許可)

第24条 部局の長は、行政財産の目的外使用許可を受けようとする者については、個人又は国、地方公共団体その他公共団体においては行政財産使用許可申請書（別記様式第13号）を、それ以外の法人等にあっては行政財産使用許可申請書及び役員等一覧を提出させ、決裁を受けるに当たって次に掲げる事項を明らかにしなければならない。ただし、総務部長が特に必要がないと認める場合においては、この限りでない。

(1)～(13) [略]

2・3 [略]

4 部局の長は、第1項の規定により、行政財産の目的外使用の許可（1月以内の目的外使用の許可の場合を除く。）をしたときは、直ちに行政財産使用許可通知書（別記様式第15号）により、総務部長に通知しなければならない。

5 第18条及び第19条の規定は、行政財産の目的外使用の許可をする場合に準用する。

(目的外使用許可財産の使用目的変更等)

第24条の3 [略]

2 第1項の規定により、原状変更の承認をしたときは、返還時における原状回復義務を付するものとする。

3 [略]

(火災保険に関する事項)

第30条 課の長は、その管理する公有財産で、次の各号の一に該当し、火災保険契約を締結する必要があると認めるものについては、毎会計年度の開始前、あらかじめ当該会計年度の期間を契約期間として火災保険契約締結要請書（別記様式第20号）により、総務課長に火災保険契約の締結を要請しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 課の長は、年度の途中において取得した財産で、前項各号の一に該当し、火災保険契約を締結する必要があると認めるものについては、前項の規定に準じ手続きをしなければならない。

3 課の長は、火災保険契約を締結した公有財産に異動を生じたときは、直ちに火災保険契約変更要請書（別記様式第21号）により、総務課長に火災保険契約変更の要請をしなければならない。

(準用)

第36条 [略]

2 第30条の規定は、第33条の規定により教育長及び警察本部長に委任した公有財産に関する事務に係る火災保険の付保について準用する。この場合において、「課の長」とあるのは、「教育長又は警察本部長」と読み替えるものとする。

別表（第4条の2関係）

専 決 者	専 決 事 項
[略]	
部局の長	1～5 [略] 6 <u>行政財産の目的外使用許可に関すること。</u> 7～9 [略]
[略]	
課の長	1～5 [略] 6 貸付けの更新に関すること。 7 <u>使用期間が1月以内の目的外使用の許可に関すること。</u> 8 <u>電柱類、広告板類、標識柱類、配管類、公衆電話類、自動販売機類及びこれらの附属設備の設置に係る目的外使用許可に関すること。</u> 9 <u>目的外使用許可の更新に関すること。</u> 10～12 [略]
[略]	

様式第20号（第30条関係）

[略]

総務課長

殿

(1)～(13) [略]

2・3 [略]

4 部局の長は、第1項の規定により、行政財産の目的外使用許可（使用期間が1月以内の目的外使用許可及び別に定める県営住宅の目的外使用許可を除く。）をしたときは、直ちに行政財産使用許可通知書（別記様式第15号）により、総務部長に通知しなければならない。

5 第18条及び第19条の規定は、行政財産の目的外使用許可をする場合に準用する。

(目的外使用許可財産の使用目的変更等)

第24条の3 [略]

2 前項の規定により、原状変更の承認をしたときは、返還時における原状回復義務を付するものとする。

3 [略]

(火災保険に関する事項)

第30条 部局の長は、その管理する公有財産で、次の各号の一に該当し、火災保険契約を締結する必要があると認めるものについては、毎会計年度の開始前、あらかじめ当該会計年度の期間を契約期間として火災保険契約締結要請書（別記様式第20号）により、総務部長に火災保険契約の締結を要請しなければならない。

(1)～(4) [略]

2 部局の長は、年度の途中において取得した財産で、前項各号の一に該当し、火災保険契約を締結する必要があると認めるものについては、前項の規定に準じ手続きをしなければならない。

3 部局の長は、火災保険契約を締結した公有財産に異動を生じたときは、直ちに火災保険契約変更要請書（別記様式第21号）により、総務部長に火災保険契約変更の要請をしなければならない。

(準用)

第36条 [略]

2 第30条の規定は、第33条の規定により教育長及び警察本部長に委任した公有財産に関する事務に係る火災保険の付保について準用する。この場合において、「部局の長」とあるのは、「教育長又は警察本部長」と読み替えるものとする。

別表（第4条の2関係）

専 決 者	専 決 事 項
[略]	
部局の長	1～5 [略] 6～8 [略]
[略]	
課の長	1～5 [略] 6 貸付けの <u>延長及び更新</u> に関すること。 7 <u>行政財産の目的外使用許可に関すること。</u> 8～10 [略]
[略]	

様式第20号（第30条関係）

[略]

総務部長

殿

<p>[略]</p> <p>課の長 (職 名) 印</p> <p>様式第21号 (第30条関係)</p> <p>[略]</p> <p>総務課長 殿</p> <p>[略]</p> <p>課の長 (職 名) 印</p>	<p>[略]</p> <p>部局の長 (職 名) 印</p> <p>(文書取扱)</p> <p>様式第21号 (第30条関係)</p> <p>[略]</p> <p>総務部長 殿</p> <p>[略]</p> <p>部局の長 (職 名) 印</p> <p>(文書取扱)</p>
---	---

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第55号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則(昭和43年宮崎県規則第52号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
<p>(日常生活上必要な行為)</p> <p>第2条の5 条例第2条の2第2項ただし書の日常生活上必要な行為であって規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の6第3項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものを受ける行為</p> <p>(3)~(5) [略]</p> <p>様式第5号(第8条関係)</p> <p>[略]</p> <p>[注意事項]</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 「※6 医師の証明」の欄には、入院中の場合のように、既に療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において重ねて医師の証明を求めて、記入する必要はないこと。</p> <p>4 この請求書を提出するときに、請求する休業補償と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類及び年額、支給開始年月、年金証書の記号番号並びに所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。</p> <p>(1) 国民年金法等の一部を改正する法律(昭和60年法律第34</p>	<p>(日常生活上必要な行為)</p> <p>第2条の5 条例第2条の2第2項ただし書の日常生活上必要な行為であって規則で定めるものは、次に掲げる行為とする。</p> <p>(1) [略]</p> <p>(2) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校において行われる教育、職業能力開発促進法(昭和44年法律第64号)第15条の7第3項に規定する公共職業能力開発施設において行われる職業訓練その他これらに準ずる教育訓練であって職業能力の向上に資するものを受ける行為</p> <p>(3)~(5) [略]</p> <p>様式第5号(第8条関係)</p> <p>[略]</p> <p>[注意事項]</p> <p>1・2 [略]</p> <p>3 「5 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、請求する休業補償と同一の事由により議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第2項の表の左欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□_ _ _ _ _」の被保険者である。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。</p> <p>なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号、所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例附則第5条第2項の表の左欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。</p> <p>4 「※6 医師の証明」の欄には、入院中の場合のように、既に療養補償請求書等によって療養のため勤務できないことが明らかに認められるときは、この請求書において重ねて医師の証明を求めて、記入する必要はないこと。</p>

号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金

(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金

(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金

(4) 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）

(5) 障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）

(6) 障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）

様式第6号（第8条関係）

〔略〕

〔略〕

〔注意事項〕

1～3 〔略〕

4 「6 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、障害補償年金を受けようとする者について記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、請求する障害補償年金と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類及び年額、支給開始年月、年金証書の記号番号並びに所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。

(1) 国民年金法等の一部を改正する法律（昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。）附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金

(2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金

(3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金

(4) 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金（以下単に「障害厚生年金」という。）及び国民年金法の規定による障害基礎年金（同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。）

(5) 障害厚生年金（当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。）

(6) 障害基礎年金（当該補償の事由となった障害について、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。）

5 〔略〕

様式第7号の2（第8条関係）

〔略〕

〔略〕

〔注意事項〕

1 〔略〕

2 この請求書を提出するときに、請求する傷病補償年金と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類及び年額、支給開始年月、年金証書の記号番号

様式第6号（第8条関係）

〔略〕

〔略〕

〔注意事項〕

1～3 〔略〕

4 「6 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、請求する障害補償年金と同一の事由により議会の議員その他非常勤の職員
の公務災害補償等に関する条例（以下「条例」という。）附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□_ _ _ _ _の被保険者である。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するときに、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号、所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

5 〔略〕

様式第7号の2（第8条関係）

〔略〕

〔略〕

〔注意事項〕

1 〔略〕

2 「7 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、請求する傷病補償年金と同一の事由により議会の議員その他非常勤の職員
の公務災害補償等に関する条例（以下「条例」という。）附則

並びに所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。

- (1) 国民年金法等の一部を改正する法律 (昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。) 附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金
- (2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する障害年金
- (3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する障害年金
- (4) 厚生年金保険法の規定による障害厚生年金 (以下単に「障害厚生年金」という。) 及び国民年金法の規定による障害基礎年金 (同法第30条の4の規定による障害基礎年金を除く。以下単に「障害基礎年金」という。)
- (5) 障害厚生年金 (当該補償の事由となった障害について障害基礎年金が支給される場合を除く。)
- (6) 障害基礎年金 (当該補償の事由となった障害について、国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による障害共済年金又は障害厚生年金が支給される場合を除く。)

様式第8号 (第8条関係)

[略]

[略]

[注意事項]

1～3 [略]

4 「7 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、死亡職員又は請求者が厚生年金保険法若しくは国民年金法又は旧船員保険法 (国民年金法等の一部を改正する法律 (昭和60年法律第34号。以下「国民年金等改正法」という。) 第5条の規定による改正前の船員保険法をいう。)、旧厚生年金保険法 (国民年金等改正法第3条の規定による改正前の厚生年金保険法をいう。)) 若しくは旧国民年金法 (国民年金等改正法第1条の規定による改正前の国民年金法をいう。) の適用を受ける者であるときは「□_ _ _ _ _の被保険者であった。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するとき、既に当該遺族補償年金と同一の事由によって次に掲げる年金の給付を受けている場合には、その年金の種類及び年額、支給開始年月、年金証書の記号番号並びに所轄社会保険事務所等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に次に掲げる年金の給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

- (1) 国民年金等改正法附則第87条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金
- (2) 国民年金等改正法附則第78条第1項に規定する年金たる保険給付に該当する遺族年金
- (3) 国民年金等改正法附則第32条第1項に規定する年金たる給付に該当する母子年金、準母子年金、遺児年金又は寡婦年金
- (4) 厚生年金保険法の規定による遺族厚生年金 (以下単に「遺族厚生年金」という。) 及び国民年金法の規定による遺族基礎年金 (国民年金等改正法附則第28条第1項の規定により支給される遺族基礎年金を除く。以下単に「遺族基礎年金」という。)
- (5) 遺族厚生年金 (当該補償の事由となった死亡について遺族基礎年金が支給される場合を除く。)

第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□_ _ _ _ _の被保険者である。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するとき、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号、所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

様式第8号 (第8条関係)

[略]

[略]

[注意事項]

1～3 [略]

4 「7 厚生年金保険法等の適用関係」の欄には、死亡職員又は請求者が議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例 (以下「条例」という。) 附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受ける者であるときは、「□_ _ _ _ _の被保険者であった。」の□にレ印を記入するとともに、その適用を受ける法律の名称を記入すること。

なお、この請求書を提出するとき、その年金の種類、年額、支給開始年月、年金証書の記号番号、所轄年金事務所名等を記載した書類を添付すること。また、この請求書に係る年金の支給決定後に条例附則第5条第1項の表の中欄に掲げる年金たる給付を受けることとなった場合には、速やかにその旨書類で報告すること。

(6) 遺族基礎年金(当該補償の事由となった死亡について国家公務員共済組合法若しくは地方公務員等共済組合法の規定による遺族共済年金又は遺族厚生年金が支給される場合を除く。)又は国民年金法の規定による寡婦年金

5 [略]

様式第15号(第11条、第12条、第13条、第14条関係)

[略]

(注 意 事 項)

1～3 [略]

4 この補償を受ける権利は、譲渡し、又は国民金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合を除き、担保に供することはできません。また、差押えを受けることもありません。

5～9 [略]

様式第15号の2(第15条関係)

[略]

[略]		
6 公的年金の受給関係	[略]	所轄社会保険事務所等
		[略]

[略]

[略]

様式第16号(第15条関係)

[略]

[略]		
6 公的年金の受給関係	[略]	所轄社会保険事務所等
		[略]

[略]

[略]

様式第17号(第15条関係)

[略]

[略]		
2 受給権者及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受け取ることができる遺族	[略]	
3 公的年金の受給関係	[略]	所轄社会保険事務所等
		[略]

5 [略]

様式第15号(第11条-第14条関係)

[略]

(注 意 事 項)

1～3 [略]

4 この補償を受ける権利は、譲渡し、又は株式会社日本政策金融公庫若しくは沖縄振興開発金融公庫に担保に供する場合を除き、担保に供することはできません。また、差押えを受けることもありません。

5～9 [略]

様式第15号の2(第15条関係)

[略]

[略]		
6 公的年金の受給関係	[略]	所轄年金事務所名等
		[略]

[略]

[略]

様式第16号(第15条関係)

[略]

[略]		
6 公的年金の受給関係	[略]	所轄年金事務所名等
		[略]

[略]

[略]

様式第17号(第15条関係)

[略]

[略]		
2 受給権者及びその者と生計を同じくしている遺族補償年金を受け取ることができる遺族	[略]	
3 公的年金の受給関係	[略]	所轄年金事務所名等
		[略]

<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">給関係</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">様式第18号（その1）（第22条関係）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 70%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">条例附則第5条による調整関係</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 15%;">所轄社会保険事務所等</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(裏)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">様式第19号（その1）（第22条関係）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 70%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">条例附則第5条による調整関係</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 15%;">所轄社会保険事務所等</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">様式第19号（その2）（第22条関係）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 70%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">条例附則第5条による調整関係</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 15%;">所轄社会保険事務所等</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">様式第19号（その3）（第22条関係）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 70%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">条例附則第5条による調整関係</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 15%;">所轄社会保険事務所等</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	給関係				[略]		[略]			様式第18号（その1）（第22条関係）			[略]			[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">条例附則第5条による調整関係</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 15%;">所轄社会保険事務所等</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	条例附則第5条による調整関係	[略]	所轄社会保険事務所等										(裏)			[略]			様式第19号（その1）（第22条関係）			[略]			[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">条例附則第5条による調整関係</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 15%;">所轄社会保険事務所等</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	条例附則第5条による調整関係	[略]	所轄社会保険事務所等										[略]			様式第19号（その2）（第22条関係）			[略]			[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">条例附則第5条による調整関係</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 15%;">所轄社会保険事務所等</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	条例附則第5条による調整関係	[略]	所轄社会保険事務所等										[略]			様式第19号（その3）（第22条関係）			[略]			[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">条例附則第5条による調整関係</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 15%;">所轄社会保険事務所等</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	条例附則第5条による調整関係	[略]	所轄社会保険事務所等										[略]			<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">係</td> <td style="width: 40%;"></td> <td style="width: 50%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">[略]</td> <td></td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">様式第18号（その1）（第22条関係）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 70%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">条例附則第5条による調整関係</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 15%;">所轄年金事務所等</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">(裏)</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">様式第19号（その1）（第22条関係）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 70%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">条例附則第5条による調整関係</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 15%;">所轄年金事務所等</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">様式第19号（その2）（第22条関係）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 70%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">条例附則第5条による調整関係</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 15%;">所轄年金事務所等</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td colspan="3">様式第19号（その3）（第22条関係）</td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> <tr> <td style="width: 10%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 20%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 70%;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">条例附則第5条による調整関係</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 15%;">所轄年金事務所等</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table> </td> </tr> <tr> <td colspan="3" style="text-align: center;">[略]</td> </tr> </table>	係				[略]		[略]			様式第18号（その1）（第22条関係）			[略]			[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">条例附則第5条による調整関係</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 15%;">所轄年金事務所等</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	条例附則第5条による調整関係	[略]	所轄年金事務所等										(裏)			[略]			様式第19号（その1）（第22条関係）			[略]			[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">条例附則第5条による調整関係</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 15%;">所轄年金事務所等</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	条例附則第5条による調整関係	[略]	所轄年金事務所等										[略]			様式第19号（その2）（第22条関係）			[略]			[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">条例附則第5条による調整関係</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 15%;">所轄年金事務所等</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	条例附則第5条による調整関係	[略]	所轄年金事務所等										[略]			様式第19号（その3）（第22条関係）			[略]			[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">条例附則第5条による調整関係</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 15%;">所轄年金事務所等</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	条例附則第5条による調整関係	[略]	所轄年金事務所等										[略]		
給関係																																																																																																																																																																																																																									
	[略]																																																																																																																																																																																																																								
[略]																																																																																																																																																																																																																									
様式第18号（その1）（第22条関係）																																																																																																																																																																																																																									
[略]																																																																																																																																																																																																																									
[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">条例附則第5条による調整関係</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 15%;">所轄社会保険事務所等</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	条例附則第5条による調整関係	[略]	所轄社会保険事務所等																																																																																																																																																																																																																				
条例附則第5条による調整関係	[略]	所轄社会保険事務所等																																																																																																																																																																																																																							
(裏)																																																																																																																																																																																																																									
[略]																																																																																																																																																																																																																									
様式第19号（その1）（第22条関係）																																																																																																																																																																																																																									
[略]																																																																																																																																																																																																																									
[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">条例附則第5条による調整関係</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 15%;">所轄社会保険事務所等</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	条例附則第5条による調整関係	[略]	所轄社会保険事務所等																																																																																																																																																																																																																				
条例附則第5条による調整関係	[略]	所轄社会保険事務所等																																																																																																																																																																																																																							
[略]																																																																																																																																																																																																																									
様式第19号（その2）（第22条関係）																																																																																																																																																																																																																									
[略]																																																																																																																																																																																																																									
[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">条例附則第5条による調整関係</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 15%;">所轄社会保険事務所等</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	条例附則第5条による調整関係	[略]	所轄社会保険事務所等																																																																																																																																																																																																																				
条例附則第5条による調整関係	[略]	所轄社会保険事務所等																																																																																																																																																																																																																							
[略]																																																																																																																																																																																																																									
様式第19号（その3）（第22条関係）																																																																																																																																																																																																																									
[略]																																																																																																																																																																																																																									
[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">条例附則第5条による調整関係</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 15%;">所轄社会保険事務所等</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	条例附則第5条による調整関係	[略]	所轄社会保険事務所等																																																																																																																																																																																																																				
条例附則第5条による調整関係	[略]	所轄社会保険事務所等																																																																																																																																																																																																																							
[略]																																																																																																																																																																																																																									
係																																																																																																																																																																																																																									
	[略]																																																																																																																																																																																																																								
[略]																																																																																																																																																																																																																									
様式第18号（その1）（第22条関係）																																																																																																																																																																																																																									
[略]																																																																																																																																																																																																																									
[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">条例附則第5条による調整関係</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 15%;">所轄年金事務所等</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	条例附則第5条による調整関係	[略]	所轄年金事務所等																																																																																																																																																																																																																				
条例附則第5条による調整関係	[略]	所轄年金事務所等																																																																																																																																																																																																																							
(裏)																																																																																																																																																																																																																									
[略]																																																																																																																																																																																																																									
様式第19号（その1）（第22条関係）																																																																																																																																																																																																																									
[略]																																																																																																																																																																																																																									
[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">条例附則第5条による調整関係</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 15%;">所轄年金事務所等</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	条例附則第5条による調整関係	[略]	所轄年金事務所等																																																																																																																																																																																																																				
条例附則第5条による調整関係	[略]	所轄年金事務所等																																																																																																																																																																																																																							
[略]																																																																																																																																																																																																																									
様式第19号（その2）（第22条関係）																																																																																																																																																																																																																									
[略]																																																																																																																																																																																																																									
[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">条例附則第5条による調整関係</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 15%;">所轄年金事務所等</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	条例附則第5条による調整関係	[略]	所轄年金事務所等																																																																																																																																																																																																																				
条例附則第5条による調整関係	[略]	所轄年金事務所等																																																																																																																																																																																																																							
[略]																																																																																																																																																																																																																									
様式第19号（その3）（第22条関係）																																																																																																																																																																																																																									
[略]																																																																																																																																																																																																																									
[略]	[略]	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">条例附則第5条による調整関係</td> <td style="width: 15%; text-align: center;">[略]</td> <td style="width: 15%;">所轄年金事務所等</td> <td style="width: 55%;"></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	条例附則第5条による調整関係	[略]	所轄年金事務所等																																																																																																																																																																																																																				
条例附則第5条による調整関係	[略]	所轄年金事務所等																																																																																																																																																																																																																							
[略]																																																																																																																																																																																																																									

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
(用紙に関する経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に存するこの規則による改正前の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例施行規則の規定に定める様式による用紙は、当分の間、所要の事項を適宜補正して使用することができる。

宮崎県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

宮崎県規則第56号

宮崎県住民基本台帳法施行条例施行規則の一部を改正する規則

宮崎県住民基本台帳法施行条例施行規則（平成22年宮崎県規則第42号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正前	改正後
(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)	(知事以外の執行機関への本人確認情報の提供方法)
第2条 条例第4条の規定による本人確認情報の提供は、電子計算	第2条 条例第3条の規定による本人確認情報の提供は、電子計算

機(入出力装置を含む。)の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成14年総務省告示第 334号)によるものとする。

機(入出力装置を含む。)の操作によるものとし、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法に関する技術的基準については、電気通信回線を通じた送信又は磁気ディスクの送付の方法並びに磁気ディスクへの記録及びその保存の方法に関する技術的基準(平成14年総務省告示第 334号)によるものとする。

附 則

この規則は、平成28年1月1日から施行する。

県立産業技術専門校規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県規則第57号

県立産業技術専門校規則の一部を改正する規則

県立産業技術専門校規則(平成15年宮崎県規則第39号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

Table with 2 columns: 改正前 (Before Amendment) and 改正後 (After Amendment). It details changes to Article 2, Article 4, and Article 5 of the regulations regarding vocational training and school admission procedures.

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第4条第2号の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

告 示

宮崎県告示第 770号

地方公営企業法(昭和27年法律第 292号)第40条の2第1項の規定により、宮崎県公営企業の平成27年度上半期の業務の状況を別冊のとおり公表する。

平成27年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

宮崎県告示第 771号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第 123号)第64条の規定により、精神通院医療を行う指定自立支援医療機関の所在地変更について次のとおり届出があっ

た。

平成27年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

Table showing the change of location for the 'のみメンタルクリニック' (Only Mental Clinic) in Miyazaki City, from its previous address to a new one.

宮崎県告示第 772号

森林法(昭和26年法律第 249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があ

った。

平成27年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西都市大字南方字一ノ迫6161- 2
・6162（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西都市役所に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 773号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字村所字中之敷482- 5

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 774号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字竹原字佐江151- 5（次の図に示す部分に限る。）

2 指定の目的 土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所

在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 775号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字村所字永山重593- 8

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。）

宮崎県告示第 776号

森林法（昭和26年法律第 249号）第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字見立字名女石2735- 4、2736、2739- 1から2739- 3まで、2755、2757- 2、2757- 5、2757- 13、2757- 14、2760、2761- 1、2762- 2、2762- 7、2763- 2、2763- 31、字飯干2765- 1、2765- 3から2765- 5まで、字松端鹿倉2824- 2、2824- 3、2824- 5

2 指定の目的 水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦

覧に供する。)

宮崎県告示第777号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字横野字小山之尾 297、298-1、298-イ
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第778号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 西臼杵郡日之影町大字見上字上野原2520-1、2520-4から2520-6まで、2520-9、2531-2、2533-1、2533-2、2545-1、2549-2、2551-1、2553-2、2554-1、2558-1、2558-3、2560、2568-1、2568-2
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び西臼杵支庁並びに日之影町役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第779号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

平成27年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

- 1 保安林予定森林の所在場所 児湯郡西米良村大字板谷字横谷 438-6
- 2 指定の目的 水源の涵養
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種
 - 次のとおりとする。
 - (「次のとおり」は、省略し、その関係書類を宮崎県環境森林部自然環境課及び児湯農林振興局並びに西米良村役場に備え置いて縦覧に供する。)

宮崎県告示第780号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年12月17日から平成27年12月31日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
40	県道	都農綾線	児湯郡川南町大字川南字前ノ田15027番18地先から同郡同町同大字同字15027番18地先まで	旧	15.0~15.5	12.7
				新	15.0~16.0	12.7

宮崎県告示第781号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。

なお、関係図面は、平成27年12月17日から平成27年12月31日まで宮崎県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月17日

宮崎県知事 河野俊嗣

路線番号	道路の種類	路線名	区間	新旧の別	敷地の幅員(メートル)	延長(メートル)
50	県道	諸塚高千穂線	東臼杵郡諸塚村大字家代字尾水流111番3地	旧	4.0~8.1	118.3
				新	8.1~	115.2

		先から同郡 同村同大字 同字 113番 4 地先まで		24.0	
--	--	-------------------------------------	--	------	--

宮崎県告示第 782号

道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第 2 項の規定により、道路の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、平成27年12月17日から平成27年12月31日まで宮崎県県土整備部道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成27年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

路線 番号	道路の 種 類	路線名	区 間	供用開始の期日
40	県道	都農綾 線	児湯郡川南 町大字川南 字前ノ田 1 5027番18地 先から同郡 同町同大字 同字 15027 番18地先ま で	平成27年12月17日

宮崎県告示第 783号

建築基準法（昭和25年法律第 201号）第42条第 1 項第 5 号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。

平成27年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定 番号	申請者 氏 名	位 置	道路の概要 (メートル)		指 定 年月日
			幅員	延長	
(西都) 27-2	大平産業 株式会社 代表取締役 平岩直 樹	西都市大字妻字平 田1413番 4	6.00	14.68	平成27 年12月 2 日

宮崎県告示第 784号

宮崎県収入証紙条例施行規則（昭和39年宮崎県規則第11号）第12条第 1 項の規定により、次のとおり収入証紙売りさばき人の指定を取り消した。

平成27年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

指定を取り消した売り さばきをする場所	指定を取り消した売り さばき人の名称	指定取り消し 年月日
小林市堤3139-6 こ ばやし農業協同組合東 支所	こばやし農業協同組合 代表理事組合長 坂 下栄次	平成27年11月 25日
小林市北西方1271-1 こばやし農業協同組 合西支所		
小林市細野3065-1 こばやし農業協同組合 南支所		
小林市真方 812-1 こばやし農業協同組合 北支所		
小林市東方 134-3 こばやし農業協同組合 東方支所		
小林市本町 125 こば やし農業協同組合駅前 支所		
小林市須木大字中原17 14-1 こばやし農業 協同組合須木支所		
西諸県郡高原町大字西 麓 555番地 3 こばや し農業協同組合高原支 所		
西諸県郡高原町大字後 川内1712-3 こばや し農業協同組合後川内 支所		
西諸県郡高原町大字西 麓3256-1 こばやし 農業協同組合出口支所		
小林市野尻町東麓1247 こばやし農業協同組 合野尻支所		
小林市野尻町三ヶ野山 1722-2 こばやし農 業協同組合三ヶ野山支 所		

小林市野尻町紙屋1834
- 1 こばやし農業協
同組合紙屋支所

公 告

落札者等の公告

一般競争入札により落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成27年12月17日

宮崎県知事 河 野 俊 嗣

- 1 落札に係る調達件名
業務サーバ機器の賃貸借
- 2 契約に関する事務を担当する部局等の名称及び所在地
宮崎県警察本部警務部会計課 宮崎市旭1丁目8番28号
- 3 落札者を決定した日
平成27年11月30日
- 4 落札者の氏名及び住所
NECキャピタルソリューション株式会社九州支店 九州支店
長 大室 賢二
福岡県福岡市博多区御供所町1番1号
- 5 落札金額
94,348,800円（消費税込）
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 一般競争入札の公告を行った日
平成27年10月19日

--	--